平成２９年（フ）第１６９号
福岡県中間市中鶴２丁目11番38号
債務者　日根　数行
1　決定年月日時　平成29年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１７３号
北九州市小倉南区蜷田若園２丁目１番27―501号
債務者　山本　朋恵
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１９７号
北九州市八幡西区千代４丁目12番２号
債務者　松本　博之
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第４２号
和歌山県有田市新堂307番地７
債務者　山家　澄子
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第５３号
和歌山県紀の川市後田278番地５
債務者　中岡　華奈
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第５９号
和歌山市木ノ本470番地44、前住所和歌山市田中町２丁目22番地２　904号
債務者　橋本　　潤
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第６０号
和歌山市木ノ本470番地44、前住所和歌山市田中町２丁目22番地２　904号
債務者　橋本　起江（旧姓八尾）
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１７２号
北九州市八幡西区萩原２丁目６番11―402号
債務者　山根　美紀
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１９３号
北九州市小倉南区志徳１丁目１番17―405号
債務者　中島　修平
1　決定年月日時　平成29年４月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第８７号
相模原市中央区宮下２丁目22番９号グローリーガーデン108
債務者　熊坂　弘二
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第９６号
相模原市中央区上矢部５丁目12番43号
債務者　齋藤　　歩
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１０７号
相模原市南区相武台１丁目25番14号　グランドマンション５　202号室
債務者　矢澤　元光
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１１１号
相模原市緑区西橋本２丁目23番９号
債務者　佐々木智宏
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１１７号
相模原市中央区相生２丁目３番12号　ヴィレッジ・アメニティ202
債務者　久保田芳寛
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１１８号
相模原市緑区西橋本１丁目21番４号　プラザ・ドゥ・デボンＡ105
債務者　橋本　和広
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１１９号
相模原市中央区水郷田名１丁目23番14号
債務者　手塚　信彦
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１３２号
埼玉県川越市南大塚４丁目10番地７（コーポ富士見野101号室）
債務者　前田　佳男
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１４１号
埼玉県川越市大字笠幡2018番地９
債務者　原　めぐみ
1　決定年月日時　平成29年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部